

掛川市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。その関係図面は、令和5年10月13日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月13日

掛川市長 久保田 崇

NO	路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
1	オブリージュ柚 之木 1号線	梅橋字池之坪84-20	梅橋字柚之木37-7	6.0m～ 13.1m	247.4m
2	オブリージュ柚 之木 2号線	梅橋字柚之木37-6	梅橋字池之坪84-7	6.0m～ 12.4m	292.8m
3	オブリージュ柚 之木 3号線	梅橋字柚之木37-47	梅橋字柚之木37-50	6.0m～ 9.5m	44.2m
4	オブリージュ柚 之木 4号線	梅橋字柚之木37-38	梅橋字柚之木37-42	6.0m～ 13.1m	53.6m
5	オブリージュ柚 之木 5号線	梅橋字柚之木37-24	梅橋字柚之木37-31	6.0m～ 13.1m	80.5m